

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第54期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社バロー

【英訳名】 VALOR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1
同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市大針町661番地の1

【電話番号】 (0572)20-0860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第53期 第3四半期 連結累計期間	第54期 第3四半期 連結累計期間	第53期 第3四半期 連結会計期間	第54期 第3四半期 連結会計期間	第53期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
営業収益 (百万円)	262,731	285,378	91,334	99,619	344,900
経常利益 (百万円)	7,652	8,984	3,111	3,973	9,916
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,501	3,327	1,707	2,216	3,945
純資産額 (百万円)	-	-	58,040	60,890	58,578
総資産額 (百万円)	-	-	183,471	193,564	176,440
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1,123.49	1,179.46	1,134.05
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	68.74	65.34	33.51	43.51	77.46
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	68.04	64.64	33.17	43.04	76.71
自己資本比率 (%)	-	-	31.2	31.0	32.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,677	17,865	-	-	16,004
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,734	9,813	-	-	10,453
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,224	1,128	-	-	5,291
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	15,718	16,183	9,259
従業員数 (名)	-	-	3,984	4,251	4,041

(注) 営業収益は、売上高と営業収入の合計です。なお、営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	4,251 (10,441)
---------	----------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	2,213 (5,835)
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前年同四半期比(%)
スーパーマーケット事業	70,883	
ホームセンター事業	10,755	
ドラッグストア事業	13,001	
スポーツクラブ事業	2,117	
流通関連事業	1,464	
その他	1,345	
合計	99,568	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同四半期比(%)
スーパーマーケット事業	50,698	
ホームセンター事業	7,959	
ドラッグストア事業	9,640	
スポーツクラブ事業	140	
流通関連事業	2,070	
その他	821	
合計	71,331	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国の需要拡大を背景に景気の緩やかな回復の兆しが見られたものの、急激な円高や欧米の景気下振れも懸念されるなど引き続き厳しい状況が続いております。

小売業界におきましては、雇用情勢の厳しさと所得環境の先行き不透明感を背景に、価格競争がさらに激化しており厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社グループでは積極出店による事業規模の拡大を図ると共に、より高品質・低価格を目指した商品開発、従業員教育充実によるサービスレベルの向上等により、店舗における営業力の強化を進めてまいりました。また、グループ企業同士のシナジーを追求し、グループ全体の成果を最大化すべく努めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における連結営業収益は996億19百万円（前年同四半期比9.1%増）、連結営業利益は38億13百万円（前年同四半期比28.7%増）、連結経常利益は39億73百万円（前年同四半期比27.7%増）、連結四半期純利益は22億16百万円（前年同四半期比29.8%増）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

<スーパーマーケット事業>

スーパーマーケット事業におきましては、グループの基幹事業として業容拡大と営業力強化の両面に注力いたしました。店舗につきましては、パロー4店舗及びユース1店舗を新規に出店いたしました。

商品政策では、50品目を目標にスタートした「サプライズ価格」商品の開発を推進し、今期末まで100品目の発売を目指すほか、チラシ特売価格による販売促進を減らすなど、毎日安定したお買い得価格を維持するEDLP施策を拡大しております。こうした施策の成果に加え、第2四半期の猛暑特需などもあり、SMパローにおける既存店売上高は、期初からの9か月累計ベースで前年比プラス水準を維持いたしました。

以上の結果、営業収益は708億83百万円、営業利益は24億84百万円となりました。

<ホームセンター事業>

ホームセンター事業におきましては、昨年度に引き続き既存店の営業力強化に注力いたしました。中堅クラスの店舗において専門商材の販売強化を目的としたリニューアルを実施し、売場の魅力向上を図りました。こうした改装に加えて、従業員の専門知識充実が徐々に効果を現しており、既存店売上高は期初からの9か月累計ベースで前年比3%の伸びを記録いたしました。

以上の結果、営業収益は107億55百万円、営業利益は5億96百万円となりました。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業におきましては、業態を越えた競合に対処すべく店舗全体の低価格戦略及び経費の削減に取り組んでまいりました。また、6店舗を新たに開店いたしました。

以上の結果、営業収益は130億1百万円、営業利益は2億81百万円となりました。

<スポーツクラブ事業>

スポーツクラブ事業におきましては、スタッフの能力向上により、会員満足度の向上と退会率の改善を図りました。

以上の結果、営業収益は21億17百万円、営業利益は48百万円となりました。

< 流通関連事業 >

流通事業に関連するその他のグループ企業におきましては、流通事業の規模拡大に的確に対応するためのインフラ整備や、サービスレベルの維持向上を図ったほか、グループ外への販路拡大や経営効率の改善に取り組みました。

以上の結果、営業収益は14億64百万円、営業利益は6億83百万円となりました。

< その他 >

その他の事業につきましては、ペットショップ事業、衣料品等の販売業、保険代理店及び温泉事業等であります。ペットショップ事業では、営業力強化及び物流センターの活用によるコスト削減を図って参りました。

以上の結果、営業収益は13億45百万円、営業利益は94百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ171億23百万円増加し、1,935億64百万円となりました。これは主に現金及び預金65億95百万円、棚卸資産34億29百万円及び有形固定資産65億49百万円の増加によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ148億11百万円増加し、1,326億74百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金83億70百万円及び資産除去債務31億80百万円の増加によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ23億12百万円増加し、608億90百万円となり、自己資本比率は31.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ78億50百万円増加し、161億83百万円となりました。これはフリーキャッシュ・フロー(営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの)が45億25百万円の収入となったこと及び財務活動によるキャッシュ・フローが33億24百万円の収入となったことによるものであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、前年同四半期に比べ6億43百万円増加し90億72百万円となりました。これは主に、前年同四半期に比べ税金等調整前四半期純利益が9億65百万円増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ4億24百万円増加し45億46百万円となりました。これは主に、前年同四半期に比べ有形固定資産の取得が5億89百万円増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、前年同四半期に比べ20億94百万円増加し33億24百万円となりました。これは主に、前年同四半期に比べ短期借入金の純増額18億23百万円の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み）の概要

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月26日開催の当社第51期定時株主総会における株主の皆様からのご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、以下の設備を取得しました。

会社名	事業所名 所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)		
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	合計
(株)パロー	大垣南店 岐阜県大垣市	スーパーマ ーケット事業	店舗	431	1,021 (26)	1,453
	大垣南店 岐阜県大垣市	ホームセンタ ー事業	店舗	253		253

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

第2四半期連結会計期間末に計画していた設備計画のうち、当第3四半期連結会計期間に完了したものは、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 所在地	セグメントの名称	設備の 内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の 増加能力
(株)パロー	小牧岩崎店 愛知県小牧市	スーパーマーケット事業	店舗	465	平成22年10月	販売力の増加
	藤枝店 静岡県藤枝市	スーパーマーケット事業	店舗	390	平成22年11月	販売力の増加
	上野台店 愛知県東海市	スーパーマーケット事業	店舗	1,390	平成22年11月	販売力の増加
	恵那店・S & B 岐阜県恵那市	スーパーマーケット事業	店舗	1,142	平成22年11月	販売力の増加
	真野店 滋賀県大津市	スーパーマーケット事業	店舗	544	平成22年12月	販売力の増加
(株)ユース	長浜店 滋賀県長浜市	スーパーマーケット事業	店舗	388	平成22年10月	販売力の増加
中部薬品(株)	江南北店他5店舗 愛知県江南市他	ドラッグストア事業	店舗	449	平成22年12月	販売力の増加

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,800,000
計	112,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,661,699	52,661,699	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	52,661,699	52,661,699	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成20年12月24日発行)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,076,923
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1,300
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日～平成24年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1
新株予約権付社債の残高(百万円)	3,829

(注) 1 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

- (1) 組織再編等(第(2)項に定義する。)が生じた場合には、当社は、承継会社等(第(3)項に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項に記載の当社の努力義務は、当社が承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを予定していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- (2) 「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における、()当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、()会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、()株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、()資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)又は()その他の日本法上の会社再編手続で本社債及び本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。
- (3) 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (4) 第(1)項の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、本号()又は()に従う。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 本号()以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (5) 当社は、第(1)項の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項の趣旨に従う。

2 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本社債について期限の利益を失っていないこと及び本号()に定める金銭全額を本号(2)に定める日までに本新株予約権付社債の社債権者に対して預託したことを条件として、平成24年12月14日(以下「取得日」という。)に、同日に残存する本新株予約権に係る本新株予約権付社債の全部を取得し、本新株予約権付社債の全部を取得すると引換えに、当該本新株予約権付社債の社債権者に対して、本号()に定める交付財産を本号(2)に定める日において、交付する。

交付財産は、下記()及び()とする。

- () 取得しようとする本新株予約権付社債の額面金額の9.1%に相当する額を520円又は取得日の前10取引日までの30連続取引日における各1株当たり平均VWAPの平均値のいずれか大きい額で除して得られる数の当社普通株式(ただし、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。)

- () 本号()に定める当社普通株式の数に取得日の前10取引日までの30連続取引日における各1株当たり平均VWAPの平均値を乗じて得た額を、取得しようとする本新株予約権付社債の額面金額の109.1%に相当する額から差し引いて得られる額に相当する金銭

本号()に定める交付財産は、平成24年12月14日に本新株予約権付社債の社債権者に対して交付するものとする。但し、当社は、本号()に定める金銭の額を平成24年12月13日(当日を含む。)までに本新株予約権付社債の社債権者に対し預託するものとし、当該預託された金銭は平成24年12月14日に本号()本文に定める交付財産に充当されるものとする。

- (2) 当社は、平成24年12月13日までに、本新株予約権付社債の社債権者に対して、本号()に定める金銭を本号()但書に定める預託金として交付するものとする。

当社は、本号()に基づき取得した本新株予約権付社債を直ちに消却するものとする。

- (3) 本号()において、「1株当たり平均VWAP」とは、当該取引日における株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格をいう。

本号()において、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日(ただし、売買高加重平均価格が発表されない日を除く。)をいう。

3 当該新株予約権は行使価額修正条項付社債券等であります。

- (1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

取得条項について

平成24年12月14日(償還日5取引日前)に残存する本新株予約権付社債の全部を額面相当の現金及び額面の9.1%相当の当社株式等を対価に取得いたします。このときに交付する当社株式は、最大で70万株(平成20年9月30日現在の発行済株式数の1.33%程度)と上限が設けられており、額面の9.1%相当に満たない場合には、不足分は現金を対価に取得いたします。

高いアップ率による希薄化の抑制

本新株予約権付社債の転換価額は1,300円(発行決議日の株価終値の145.58%程度)と時価を大幅に上回る水準に設定されております。本新株予約権付社債の全額が転換された場合に発行される(又は交付される)普通株式数は308万株程度(平成20年9月30日現在の発行済株式数の5.84%程度)であり、一株当たり利益の希薄化は限定的です。

金利コストの最小化

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行されるため、期中における支払負担はありませんが、前述の取得条項に従い残存する本新株予約権付社債の全部を現金及び当社株式を対価に取得いたします。本新株予約権付社債は、転換が進むにつれて取得条項による取得コストの逡減が図れるスキームであり、また本新株予約権付社債の全額が転換された場合には、前述の取得条項に基づく取得は行われません。

本新株予約権付社債の転換の促進

本新株予約権付社債発行日の2年後以降、本新株予約権付社債に付された新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の行使期間の最終日(行使期間の最終日が暦月末日でない場合前月末日とする。)までの間の株価がその時点において有効な転換価額の120%を上回る等の条件を満たしている場合、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下、「大和証券SMBC」といいます。)は一定の範囲内でその保有する本新株予約権付社債を行使することを当社に約しております。これにより、当社株価の上昇に伴った株式への緩やかな転換が促進され、将来の資本増強と、転換時の株価へのインパクトの抑制が期待できます。

- (2) 当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。
- (3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決め事項
該当事項はありません。
- (4) 当社の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決め事項
該当事項はありません。
- (5) 当社の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決め事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		52,661		11,916		12,670

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、平成22年11月15日付で株式会社UFJフィナンシャルグループより平成22年11月8日現在の大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当第3四半期会計期間末の当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の割 合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,746	3.32
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,382	2.62
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	95	0.18
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町3丁目2番15号	77	0.15
計		3,300	6.27

当第3四半期会計期間において、平成23年1月7日付で株式会社十六銀行より平成22年12月31日現在の大量保有報告書が東海財務局長に提出されておりますが、当第3四半期会計期間末の当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の割 合(%)
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	2,190	4.16
株式会社岐阜銀行	岐阜県岐阜市宇佐南1丁目7番1号	1,046	1.99
計		3,236	6.15

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,730,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,845,700	508,457	-
単元未満株式	普通株式 85,899	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,661,699	-	-
総株主の議決権	-	508,457	-

注)「単元未満株式」には、当社所有の自己株式78株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 株式会社パロー	岐阜県恵那市大井町180番地の1	1,730,100	-	1,730,100	3.3
計	-	1,730,100	-	1,730,100	3.3

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	816	781	733	702	685	656	639	668	709
最低(円)	757	687	684	671	618	618	590	590	632

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,436	9,841
受取手形及び売掛金	3 4,771	3,661
商品及び製品	22,269	18,917
原材料及び貯蔵品	412	334
その他	5,411	6,382
貸倒引当金	24	19
流動資産合計	49,276	39,117
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	64,422	59,699
土地	31,859	30,335
その他(純額)	10,133	9,830
有形固定資産合計	1 106,415	1 99,865
無形固定資産		
のれん	1,137	1,404
その他	5,447	5,367
無形固定資産合計	6,585	6,771
投資その他の資産		
差入保証金	21,974	21,948
その他	9,867	9,286
貸倒引当金	555	549
投資その他の資産合計	31,286	30,685
固定資産合計	144,287	137,323
資産合計	193,564	176,440
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,687	23,317
短期借入金	37,077	36,968
未払法人税等	1,978	2,370
賞与引当金	624	1,528
引当金	495	473
資産除去債務	20	-
その他	13,867	10,247
流動負債合計	85,750	74,906

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
固定負債		
社債	4,130	4,180
長期借入金	24,954	24,728
退職給付引当金	2,355	2,342
引当金	2 1,380	2 1,283
負ののれん	197	216
資産除去債務	3,159	-
その他	2 10,745	2 10,203
固定負債合計	46,923	42,955
負債合計	132,674	117,862
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,916	11,916
資本剰余金	12,670	12,670
利益剰余金	37,956	35,647
自己株式	2,214	2,213
株主資本合計	60,329	58,021
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	258	261
評価・換算差額等合計	258	261
新株予約権	344	344
少数株主持分	475	473
純資産合計	60,890	58,578
負債純資産合計	193,564	176,440

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	252,934	274,956
売上原価	194,022	210,461
売上総利益	58,912	64,494
営業収入	9,796	10,422
営業総利益	68,709	74,917
販売費及び一般管理費	1 61,417	1 66,375
営業利益	7,292	8,541
営業外収益		
受取利息	124	128
受取配当金	39	32
受取事務手数料	422	436
受取賃貸料	529	589
負ののれん償却額	11	40
持分法による投資利益	45	39
その他	515	541
営業外収益合計	1,689	1,808
営業外費用		
支払利息	534	465
不動産賃貸原価	694	850
その他	99	49
営業外費用合計	1,328	1,365
経常利益	7,652	8,984
特別利益		
前期損益修正益	21	10
固定資産売却益	1	2
債務保証損失引当金戻入額	2 420	-
受取補償金	-	173
持分法による投資利益	-	65
その他	114	51
特別利益合計	557	303
特別損失		
前期損益修正損	-	8
固定資産売却損	1	5
固定資産除却損	77	222
減損損失	454	54
持分法による投資損失	2 396	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,483
その他	392	383
特別損失合計	1,321	2,158
税金等調整前四半期純利益	6,889	7,129
法人税、住民税及び事業税	2,929	3,950
法人税等調整額	436	150
法人税等合計	3,366	3,799
少数株主損益調整前四半期純利益	-	3,329
少数株主利益	21	2
四半期純利益	3,501	3,327

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	87,957	95,987
売上原価	67,647	73,256
売上総利益	20,310	22,730
営業収入	3,376	3,632
営業総利益	23,687	26,363
販売費及び一般管理費	20,723	22,550
営業利益	2,963	3,813
営業外収益		
受取利息	41	41
受取配当金	16	14
受取事務手数料	136	148
受取賃貸料	182	206
負ののれん償却額	3	13
持分法による投資利益	18	13
その他	182	185
営業外収益合計	581	622
営業外費用		
支払利息	175	154
不動産賃貸原価	232	293
その他	25	14
営業外費用合計	433	462
経常利益	3,111	3,973
特別利益		
前期損益修正益	21	-
固定資産売却益	0	0
債務保証損失引当金戻入額	33	-
違約金収入	24	13
受取補償金	-	173
保険返戻金	14	-
持分法による投資利益	-	17
その他	0	17
特別利益合計	27	222
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	34	76
投資有価証券評価損	-	53
貸倒引当金繰入額	12	-
その他	7	15
特別損失合計	54	145
税金等調整前四半期純利益	3,084	4,050
法人税、住民税及び事業税	944	1,346
法人税等調整額	422	478
法人税等合計	1,366	1,825
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,224
少数株主利益	11	8
四半期純利益	1,707	2,216

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,889	7,129
減価償却費	6,191	6,552
減損損失	454	54
のれん償却額	499	405
貸倒引当金の増減額(は減少)	66	10
退職給付引当金の増減額(は減少)	42	12
受取利息及び受取配当金	164	161
支払利息	534	465
固定資産除却損	77	222
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,483
持分法による投資損益(は益)	45	105
売上債権の増減額(は増加)	1,033	1,109
たな卸資産の増減額(は増加)	3,129	3,429
仕入債務の増減額(は減少)	8,437	8,370
その他	2,381	2,512
小計	21,201	22,413
利息及び配当金の受取額	70	63
利息の支払額	410	374
法人税等の支払額	3,183	4,237
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,677	17,865
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,809	9,400
有形固定資産の売却による収入	33	480
無形固定資産の取得による支出	278	359
差入保証金の差入による支出	926	813
差入保証金の回収による収入	796	834
預り保証金の受入による収入	626	476
預り保証金の返還による支出	500	532
事業譲受による支出	-	454
その他	675	46
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,734	9,813
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,868	1,045
長期借入れによる収入	2,140	9,800
長期借入金の返済による支出	4,868	10,511
社債の償還による支出	190	144
自己株式の取得による支出	0	1
配当金の支払額	966	965
その他	206	350
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,224	1,128
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,717	6,923
現金及び現金同等物の期首残高	9,000	9,259
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,718	16,183

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項の変更 (1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、新たに設立した(株)セイソーを連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 20社</p> <p>2 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響額はありませぬ。 (2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業総利益は9百万円、営業利益は1億13百万円、経常利益は1億18百万円及び税金等調整前四半期純利益は15億85百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は29億42百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

<p>当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することにいたしました。なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は0百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1	棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、一部実地棚卸しを省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
2	固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3	経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。
4	繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が無く、かつ、一次差異等の発生状況にも著しい変化が無いと認められる場合には、前連結会計年度において採用した将来の業績予測、タックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 76,500百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 70,465百万円
2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 (株)ヒルトップ 1,520百万円 固定負債引当金 617百万円 (債務保証損失引当金) 固定負債その他 221百万円 (持分法適用に伴う負債) その他3社 990百万円 計 1,671百万円	2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 (株)ヒルトップ 1,544百万円 固定負債引当金 561百万円 (債務保証損失引当金) 固定負債その他 302百万円 (持分法適用に伴う負債) その他3社 1,019百万円 計 1,700百万円
3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。 受取手形 0百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 3,094百万円 ポイント引当金繰入額 409百万円 給与手当 23,969百万円 賞与引当金繰入額 572百万円 賃借・リース料 10,934百万円 減価償却費 5,298百万円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 3,133百万円 ポイント引当金繰入額 430百万円 給与手当 26,468百万円 賞与引当金繰入額 553百万円 賃借・リース料 11,469百万円 減価償却費 5,661百万円
2 (株)ヒルトップの債務の返済に対する貸付を行ったことによるものであります。	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 1,088百万円 ポイント引当金繰入額 146百万円 給与手当 8,152百万円 賞与引当金繰入額 572百万円 賃借・リース料 3,683百万円 減価償却費 1,852百万円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 1,109百万円 ポイント引当金繰入額 162百万円 給与手当 9,042百万円 賞与引当金繰入額 553百万円 賃借・リース料 3,833百万円 減価償却費 1,984百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 15,908百万円	現金及び預金 16,436百万円
預入期間が3か月超の定期預金等 190百万円	預入期間が3か月超の定期預金等 252百万円
現金及び現金同等物 15,718百万円	現金及び現金同等物 16,183百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	52,661,699

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	1,730,568

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (千株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	3,076	344

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	509	10	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	509	10	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	流通事業 (百万円)	スポーツ クラブ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1)外部顧客に対する営業収益	88,665	2,098	570	91,334	-	91,334
(2)セグメント間の内部営業収益又は振替高	98	0	0	99	(99)	-
計	88,763	2,099	570	91,433	(99)	91,334
営業利益又は営業損失()	2,851	30	65	2,886	77	2,963

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	流通事業 (百万円)	スポーツ クラブ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1)外部顧客に対する営業収益	254,933	6,257	1,540	262,731	-	262,731
(2)セグメント間の内部営業収益又は振替高	310	1	1	313	(313)	-
計	255,244	6,259	1,541	263,045	(313)	262,731
営業利益又は営業損失()	6,949	35	143	7,057	234	7,292

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスの販売形態により区分しております。

2 各区分の主な製品

- (1) 流通事業・・・スーパーマーケット、ホームセンター及びドラッグストア
- (2) スポーツクラブ事業・・・スポーツクラブ
- (3) その他の事業・・・清掃業、保守管理業、保険代理業及び温泉事業等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

連結会社に存外子会社がなく、また、重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

連結子会社に海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内において主に小売業を中心とした事業を行っており、取り扱う製品及びサービス別の事業本部又は事業会社を置き、それぞれ包括的な戦略を立案し、事業展開を行っております。

したがって、当社は、「スーパーマーケット事業」、「ホームセンター事業」、「ドラッグストア事業」、「スポーツクラブ事業」及び「流通関連事業」を報告セグメントとしております。

「スーパーマーケット事業」はスーパーマーケットの営業、食品の製造加工業及び卸売業を行っております。「ホームセンター事業」は、ホームセンターの営業を行っております。「ドラッグストア事業」は、ドラッグストアの営業を行っております。「スポーツクラブ事業」は、スポーツクラブの営業を行っております。「流通関連事業」は、商業施設の運営に付帯関連した事業を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	スーパー マーケット 事業	ホームセン ター事業	ドラッグス トア事業	スポーツク ラブ事業	流通関連事 業	その他 (注)	合計
営業収益							
外部顧客への営業収益	203,310	29,361	37,985	6,380	4,350	3,832	285,221
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	1,133	11	1	1	13,746	142	15,036
計	204,443	29,372	37,987	6,382	18,096	3,975	300,258
セグメント利益又は損失 ()	5,950	1,085	805	24	1,882	212	9,910

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業、保険代理店及び温泉施設の営業等であります。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	スーパー マーケット 事業	ホームセン ター事業	ドラッグス ストア事業	スポーツク ラブ事業	流通関連事 業	その他 (注)	合計
営業収益							
外部顧客への営業収益	70,883	10,755	13,001	2,117	1,464	1,345	99,568
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	342	4	0	0	4,865	47	5,261
計	71,226	10,759	13,002	2,117	6,329	1,393	104,830
セグメント利益	2,484	596	281	48	683	94	4,189

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業、保険代理店及び温泉施設の営業等であります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	9,698
「その他」の区分の利益計	212
セグメント間取引消去	508
全社費用(注)	1,877
四半期連結損益計算書の営業利益	8,541

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	4,094
「その他」の区分の利益	94
セグメント間取引消去	159
全社費用(注)	535
四半期連結損益計算書の営業利益	3,813

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

現金及び預金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	16,436百万円	16,436百万円	- 百万円	(注)

(注) 現金及び預金の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1,179.46円	1,134.05円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結 会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	60,890	58,578
普通株式に係る純資産額(百万円)	60,070	57,760
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	344	344
少数株主持分	475	473
普通株式の発行済株式数(千株)	52,661	52,661
普通株式の自己株式数(千株)	1,730	1,728
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	50,931	50,933

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	68.74円	1株当たり四半期純利益	65.34円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	68.04円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	64.64円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	3,501	3,327
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,501	3,327
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,934	50,931
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	-	-
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	525	552
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	33.51円	1株当たり四半期純利益	43.51円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	33.17円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	43.04円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,707	2,216
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,707	2,216
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,934	50,931
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)	-	-
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	525	552
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第54期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月4日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 509百万円

1株当たりの金額 10円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社パロー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パローの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パロー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社バロー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 岡 和 雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バローの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バロー及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。